⑤ 東播都市計画地区計画 (二見町西二見地区地区計画) の変更について 〔明石市決定〕

二見町西二見地区地区計画の変更について

1. 経緯

この度、下記のとおり「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、「風営法」という。)」の改正がありました。

この改正を踏まえ、二見町西二見地区地区計画(平成 13 年 12 月 13 日決定、平成 16 年 9 月 16 日最終変更)の建築物等の用途の制限において、風営法の条項を引用していることから、従前と同様の制限内容とするため変更します。

【風営法の改正概要】 【P.10】新旧対照表

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、「客にダンスをさせる営業」について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行うなど、風営法第2条第1項各号に規定する風俗営業の定義が変更されました。

- ・第1号「キャバレー」等と第2号「待合」等が統合され、第1号に変更
- ・第3号「ナイトクラブ」等が第2号「低照度飲食店」などに変更
- ・第4号「ダンスホール」等が風営法規制対象から除外
- ・第6号~第8号が、それぞれ第3号~第5号に変更

2. 地区計画 (二見町西二見地区) の概要 【P.3】位置図

当該地区の位置を下図に示します。



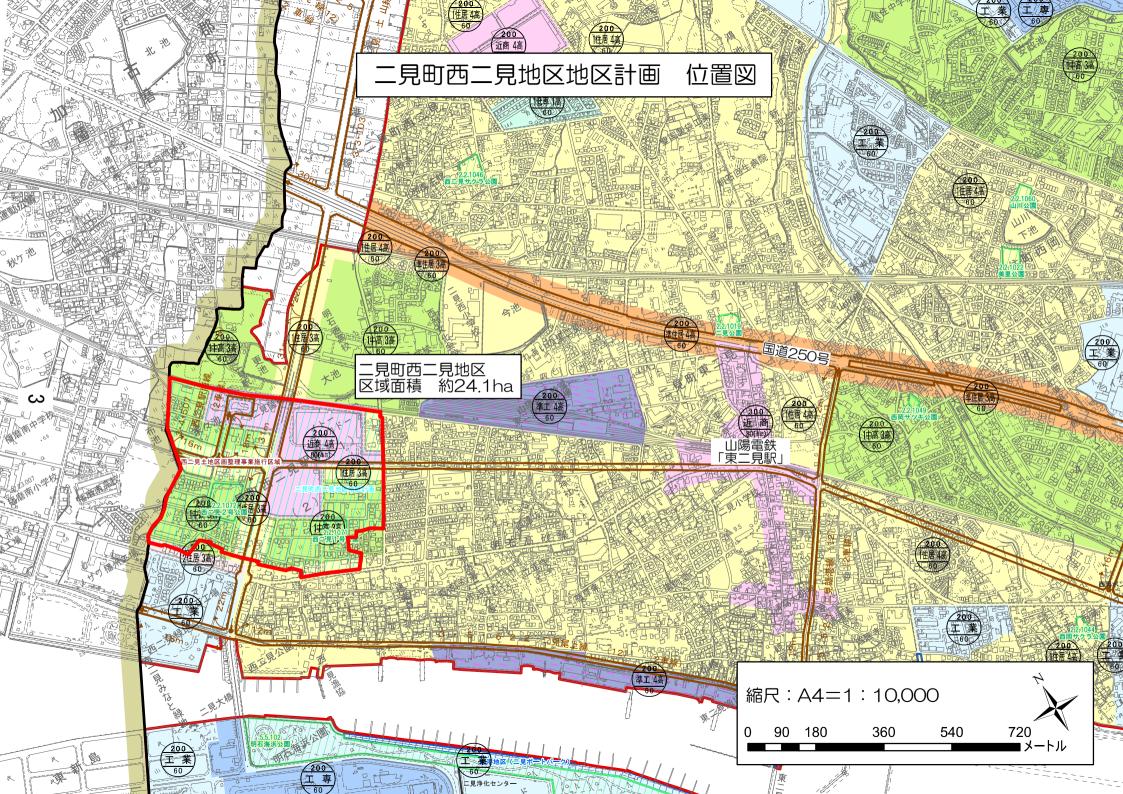
3. 都市計画変更原案の内容 【P.4】計画図

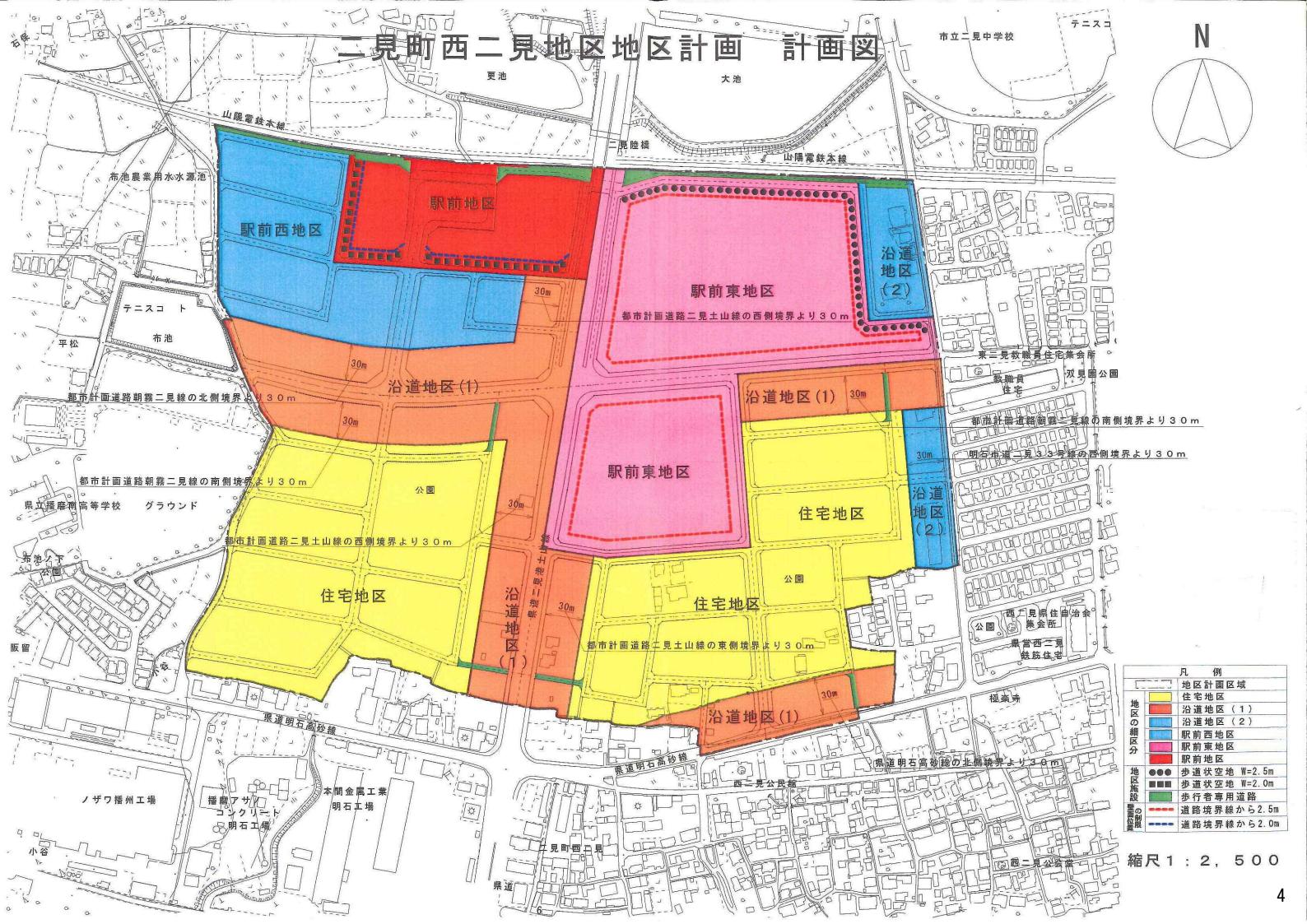
			変更	巨前	変更	更後
	地区の	名称	駅前地区	駅前東地区	駅前地区	駅前東地区
	細区分	面積	約 2.0ha	約 6.1ha	約 2.0ha	約 6.1ha
建築物等に関する事項	建築物用途の		変して、1) 2) 7) では、ないでは、ないでででででででできる。 一角の業化る条び場用の第号では、ないでは、ないででででは、の業化を発送して、1) 2) 7) では、1)	集では、 (では、) は、) は、) は、) は、) は、) は、) は、) は、) は、)	(では、) (では、) (では、) (では、) (では、) (がは、) (がは、	集は 1) (

4. 現在までの取組と今後の予定

現在までの取組の経緯は以下のとおりです。

年 月	内容	備考
平成 29 年 9月	関係地権者等説明会	
10月	住民説明会	
11月	都市計画審議会(事前説明)	
11~12月	条例縦覧	(予定)
平成 30 年 1月	法定縦覧	(予定)
2月	都市計画審議会(本審議)	(予定)
3月	都市計画決定(変更)の告示	(予定)





計 画 書 (原案)

東播都市計画地区計画の変更[明石市決定]

都市計画二見町西二見地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	二見町西二見地区地区計画
	位置	明石市二見町西二見字末々池ノ内、字フケ田、字楽作及び字高田の全部 明石市二見町西二見字更池ノ下、字高落、字大池ノ下、字末々池ノ下、字西之溝、 字村北及び字イ子井の各一部
	面積	約24.1ha
	地区計画の 目 標	本地区は、明石市の西端に位置し、地区北側に隣接して山陽電鉄本線西二見駅の 設置が具体化しており、地域の核として、まちづくりの整備が求められている地区 である。 このため本地区では、都市基盤の整備とともに、利便性の高い秩序ある良好な市 街地環境の形成をめざしたまちづくりを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方 針	- 13) 住宅地区は「住宅を中心とした良好か住宅市街地の形成を図る
	地区施設の 整備の方針	
	建築物等の 整備の方針	,

	地 区 施 設 の 配置及び規模			歩道状空地:幅員 2.5m ・ 延長約 350m 歩道状空地:幅員 2.0m ・ 延長約 250m 歩行者専用道路:幅員 6.0m ・ 延長約 176m 歩行者専用道路:幅員 4.0m ・ 延長約 183m 歩行者専用道路:幅員 3.0m ・ 延長約 281m		
	地区の		名称	駅前地区	駅前東地区	
			面積	約2.0ha	約6.1ha	
	建築物等の 用途の制限 建			次に揚げる建築物は、建築してはならない。 1) 戸建専用住宅	建築することができる建築物は、次に 揚げる建築物とする。 1)店舗(これに附属するゲーム機を	
地				2) 長屋 3) 1階部分に住戸もしくは住室を有する共同住宅(ただし、管理人室、共用部分その他これらに類するものを除く。) 4) 自動車教習所 5) 畜舎 6) 工場(サービス業を営む店舗及び自家販売のための食品製造加工施設を	設置する施設(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に掲げる営業の用に供するものは除く。)を含む。) 2)劇場・映画館その他これらに類するもので、客席の床面積が、200平方メートル未満のもの 3)図書館その他これに類するもの	
区	築			営む作業場の床面積の合計が、150 平方メートル以下のものを除く。)	するもの 5) 公衆浴場、診療所、保育所その他	
整	物			7) 風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第2条第1項及び第	これらに類するもの	
備	等			6項に揚げる営業用に供するもの(ただし、第1項第4号及び第5号に揚げるものは除く。)		
計	に			20014WV 0)	7)間行行の延来物に削満するもの	
画	関す	建築物の建築 面積の敷地面 積に対する割 合の最高限度			10分の7	
	る					
	る		積の	200平方メートル		
	項 壁面の位置の 制 限		_	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱へいは、計画図に表示する後退線を越えに供する立体通路、階段その他これらにい。	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		建物等の の最高			20メートル	
	建築物等の形 態又は意匠の 制 限		意匠の	建築物及び屋外広告物は、配置・意匠 環境に調和したものとする。	(形態、材料、色彩等)に配慮し、周辺	

	均	地区の		住宅地区
	糸			約 7.9 h a
地 区 整		(相区分) 面積 建築物等の制限		納7.9h a 建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。 1) 戸建専用住宅 2) 長屋 3) 共同住宅 4) 住宅で、延べ面積の 2 分の 1 以上を住居の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものを除く。) (1) 事務所 (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器家具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器家具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) (5) 自家販売のための食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)
登 備 計 画	に関する			5)診療所で、患者の収容施設のないもの(住宅を兼ねるものを含む。) 6)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 7)自動車車庫で床面積の合計が100平方メートル以内かつ2階以下のもの 8)自治会等の自治活動などの目的の用に供するための集会所その他これに類する建築物 9)前各号の建築物に附属するもの
				120平方メートル
	事項	敷地面最 低 [ただし、告示日において、現に存する敷地で建築物の敷地面積の最低限度に満たないものにあっては、その全部を一の敷地として使用する場合はこの限りではない。
		壁面の位制	立置の 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次のとおりとする。ただし、告示日において、現に存する敷地で建築物の敷地面積の最低限度に満たないものにあっては、その全部を一の敷地として使用する場合はこの限りではない。 1) 道路境界線から、1メートル 2) 上記以外の敷地境界線から、0.6メートル 3) 前各号に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次の各号の一に該当する場合については適用しない。 ①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 ②物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが、2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

	土	也区の	名称	沿道地区(1)	沿道地区(2)	駅前西地区
	糸	田区分	面積	約 4.7 h a	約 1.0 h a	約 2.4 h a
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事	建築物用途の		(2) 自動車修理工場(原動機を使用 する場合にあっては、その出力の合 計が 0.75 キロワット以下のものに	げるいけるに、 はない は	るもの の他これらに類する (性) 500 平方メートル が 500 平方メートル その他これらに類す の他これらに類す の合計が 300 平 を対して、のの音はいれる。) をのはます で、かっている。) をのはます で、かっている。) をのはないで、といるにはいる。 で、かってい。 で、かってい。 で、かってい。 で、かってい。 で、かってい。 で、か。 で、か。 で、か。 で、か。 で、か。 で、か。 で、か。 で、か
	項		50 II	120平方メートル		
		建築物敷地面最低。	積の	ただし、告示日において、現に存する たないものにあっては、その全部を一の ない。		

「区域、地区の細区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理由書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、従前と同様の 制限内容とするため地区計画を変更する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

新旧対照表

(用語の意義)

平成 28 年 6 月 23 日 平成 27 年 6 月 24 日号外法律第 45 号

平成 27 年 6 月 24 日 施行 平成 27 年 6 月 24 日号外法律第 45 号

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する 営業をいう.

現行

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する 営業をいう.

IΗ

- <u>キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待を</u> して客に遊興又は飲食をさせる営業

- 一 <u>キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして</u> 客に飲食をさせる営業
- 待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は 飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
- 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさ "せる営業 (第一号に該当する営業を除く。)

四削除

【参考】改正以前(平成16年2月27日施行)

ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第一号若しくは前号に該当す る営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダ ンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能 力を有する者として砂合で定める者に限る。)が客にダンスを教授する場合にのみ客にダ ンスをさせる営業を除く。)

- 五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員 会規則で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として 営むもの(第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)
- 六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通す ことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設け て営むもの
- のある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用 │ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用 途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家 公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画 された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政 令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業 (前号に該当する営業を除く。)

 $2 \sim 1 1$ (略)

喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安 委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下と して営むもの(前号に該当する営業として営むものを除く。)

- 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通す ことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設け て営むもの
- 些 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれ
 士 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれ のある遊技をさせる営業
- 途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家 公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画 された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政 令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業 (前号に該当する営業を除く。)

 $2 \sim 13$ (略)